

令和7年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和7年4月24日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午前 10 時 00 分開会

【区政情報課長】 本日は、皆様にはお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会に先立ち、まず委嘱式を開催させていただきます。会長、副会長の選出まで進行役を務めさせていただきます、区政情報課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、最初に皆様に情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱状を交付させていただきます。今回、再任となります学識経験者の皆様とサイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する委員の皆様につきましては、委嘱状を机上に配付させていただいておりますので、ご確認ください。

また、新任となります区民委員の皆様におかれましては区長から委嘱状を交付させていただきますので、ご自身の名前が呼ばれましたら前にお越しいただいて、区長より委嘱状をお受けいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、小林勝哉様。

【区長】 委嘱状。小林勝哉様。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱する。委嘱期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。令和 7 年 4 月 24 日。新宿区長吉住健一。よろしくお願いいたします。

【小林委員】 よろしく願いいたします。

【区政情報課長】 続きまして、伊藤嘉章様。

【区長】 委嘱状。伊藤嘉章様。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱する。以下同文になります。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

【区政情報課長】 続きまして、吉住区長よりご挨拶を申し上げます。

【区長】 おはようございます。区長の吉住でございます。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱に当たりましてご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から新宿区政の進展のため、ご指導・ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本日委嘱いたしました委員の皆様には、公私ともご多忙のところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、当区の情報公開制度と個人情報保護制度についてご審議いただき、さらにより良い制度としていきたいと考えております。皆様のご指導・ご協力をお願いいたし

まして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】次に委員の皆様を私からご紹介させていただきます。

まず学識経験者の皆様でございます。小林弘和委員でございます。

【小林委員】小林です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】小林委員は専修大学法学部の名誉教授で、平成23年から審議会の委員として就任していただいております。

続きまして、香川明久委員でございます。

【香川委員】香川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】香川委員は東京弁護士会所属の弁護士で、令和5年から審議会の委員として就任していただいております。

次に、サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する委員の皆様でございます。坂下哲也委員でございます。

【坂下委員】どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】坂下委員はJ I P D E Cの常務理事で、令和5年から審議会委員として就任していただいております。

次に、栗原宏平委員でございます。

【栗原委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】栗原委員は社団法人P r i v a c y b y D e s i g n L a bの代表理事で、令和5年から審議会の委員として就任していただいております。

続きまして、区民委員の皆様でございます。小林勝哉委員でございます。

【小林委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】今回、新任となります。次に伊藤嘉章委員でございます。

【伊藤委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】伊藤委員も新任でございます。

なお、本日、学識経験者の高木信之委員につきましては、ご多忙のため、ご欠席とご連絡をいただいております。

続きまして、本審議会の所管部長であります、菊島総合政策部長でございます。

【総合政策部長】菊島です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】志原情報戦略課長でございます。

【情報戦略課長】志原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】以上をもちまして委嘱式を閉会いたします。

区長、総合政策部長は次の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

【区長】では、よろしくお願いいたします。

【総合政策部長】よろしくお願いいたします。

(区長、総合政策部長 退室)

【区政情報課長】それでは、そのほか、この新宿区情報公開・個人情報保護審議会につきましては、今日は欠席なのですが、情報戦略課の情報戦略主査と、区政情報課の情報公開主査と、情報公開担当の2名で運営しておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして新宿区情報公開・個人情報保護審議会に入らせていただきます。席の移動がありますので、少しお待ちください。

(席移動 準備)

【区政情報課長】それでは、まず次第にございますとおり、2番の「会長・副会長の選出」についてでございます。こちらの選出については、審議会条例の第4条によりますと、会長は委員の互選によることとなっております。進行について、何かご発言がある方がいらっしゃいましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

【香川委員】小林委員が適任かと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区政情報課長】よろしいでしょうか。小林委員との発言がございました。異議なしとのお声もございます。ご賛同いただければ、拍手をもってご承認をお願いいたします。

(拍 手)

【区政情報課長】ありがとうございます。それでは、小林委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。

副会長の互選以降の進行につきましては、会長が選出されましたので、会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、副会長の選出につきまして、前回と同じように、私のほうで指名をさせていただきたいと思います。副会長につきましては、香川先生にまたお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】異議なしとのお声がございますので、ご賛同いただける方は、申し訳ありませんが、拍手でもってご承認をお願いいたします。

(拍 手)

【会 長】ありがとうございます。それでは、香川委員に副会長をお願いしたいと思います。
ご協力ありがとうございました。

【区政情報課長】ありがとうございます。以上で、事務局の司会進行は終わらせていただきます。

それでは、小林会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、これから私のほうで進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から確認事項の説明をお願いいたします。

【区政情報課長】新宿区ではこの附属機関の会議録については、ホームページで掲載をしています。また、皆様のお手元にお配りしている委員名簿についても、これまで同様、審議会のホームページに掲載させていただいております。この点について、再度ご確認くださいと考えています。

【会 長】ただいま事務局から説明がございましたけれども、この審議会は公開となっております。したがって、その会議録をホームページ上に掲載していくことも必要かと思います。また、委員名簿の公表ですが、私たちは区長から委嘱されまして、特別職の公務員という形になっておりますので、会議を公開している以上、特に委員氏名を隠す理由がありませんので、構わないと思いますけれど、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】特に異論もないようですので、事務局は説明にあったとおり事務をお進めください。

続いて、議事に入りたいと思います。

【区政情報課長】皆様、改めましてよろしくお願いいたします。

本日は、区民委員の方が初めてのご出席ということになりますので、この審議会でどのような内容について審議をしているかということを説明させていただく、ガイダンスのような形となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まずお手元に、右上に「(資料1)」と書いてあります「新宿区情報公開・個人情報保護審議会における審議内容」というA4縦の資料をご覧ください。

この審議会についてですけれども、個人情報の保護に関する法律。また、新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例、及び情報公開・個人情報保護審議会条例に基づいて、審議内容に

については下記のとおりとなります。

記書き以下「審議内容」というところの（１）をご覧ください。個人情報保護制度の運用及び在り方についてサイバーセキュリティに関する専門的な知見等を有する者の意見を踏まえた審議が特に必要であると認める事項について審議をするということになっております。

この「特に必要であると認める事項」の具体例が、国のガイドラインで示されております。１つ目が、情報公開条例又は新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の重要な改正、２つ目が、個人情報保護法第６６条第１項、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないという規定に基づき講ずる措置の基準の策定。また、３つ目、個人情報の取扱いに関する運用上の細則の策定。これら３つを特に必要があると認める事項として、皆様にご審議いただくこととなります。

また、このほか新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告ということで、お手元に別紙１をお配りさせていただいているのですが、こちらが令和５年度に新宿区が情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況についてまとめたものとなっております。こちらを例年７月から８月頃にホームページで公開しておりますので、委員の皆様には、事前にこの運用状況についてご説明をさせていただいて、ご意見をいただくことになってございます。こちら別紙１、令和５年度と書いてあるのが、昨年皆様に見ていただいたものとなっております。現在、事務局のほうで、昨年の令和６年度分の、運用状況の取りまとめを行っております。完成するのが、７月上旬ごろになるので、次回の審議会の際に、皆様に細かく説明させていただければと思います。

（３）の新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容の報告について、お手元に別紙２をご用意させていただいております。こちらは令和６年度の個人情報保護管理運営会議で審議した案件の中で、令和６年７月から令和７年１月に審議した案件について、まとめたものとなっております。そもそも管理運営会議というものはどういったものなのかということですが、こちらは個人情報保護法の改正によって、令和５年から地方公共団体にも個人情報保護法が直接適用されることとなり、自治体のほうでもしっかりと個人情報を保護するために、安全管理措置を講じることとなっております。国のガイドラインなどを踏まえまして、区のほうでこの管理運営会議という会議体を設置し、その中で、例えば新たに区のほうで個人情報を取り扱うシステムの開発や、またその重要な変更、個人情報を取り扱う業務の委託を新たに行う場合や、変更を行うものについては、この管理運営会議で内容を確認して、適切に個人情報を取り扱う

体制が整っているかどうか、セキュリティ対策が万全か、そういった点をチェックする体制になってございます。

こちらの管理運営会議については、今日ご出席いただいております坂下委員、栗原委員にも事前に資料をご確認いただき、意見をいただいております。また、その後に分科会という区政情報課の担当と、情報戦略課の担当で内容を細かく確認した上で、管理運営会議という副区長をトップとした会議体に諮り、会議の中でも、個人情報の流れなどに問題がないかを、1つ1つ確認したうえで、了承をいただいております。その内容については、皆様にも報告をさせていただきます。

雑駁ではありますが、審議内容の説明としては以上でございます。

【会 長】何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

【伊藤委員】おはようございます。初めて参加させていただきます、伊藤です。皆さんよろしくをお願いします。区民委員として、普通の区民の目線から何かお役に立てることがあれば、これから発言をしていきたいと思えます。

実は前回の1月のこの審議会、その席で傍聴させていただきました。いろいろ気づきの点がありまして、一番最初は、とにかく課長さんが立て板に水であんなによくすらすらとしゃべれるものだなと思ったのがびっくりしました。あれだけすらすらしゃべっても膨大な量の説明をしなくてはいけないということで、この管理運営会議の審議の内容の報告というのが、今後のこの審議会でも、時間的にはかなり占めるのではないかなと思います。

それで、ここにあります審議案件一覧というのは、これは確認ですけれども、ここで審議された資料の1つとして、ホームページにも掲載されるという理解でよろしいのでしょうか。

【区政情報課長】おっしゃるとおりで、ホームページにも掲載をさせていただきます。

【伊藤委員】それから、そのとき、とても印象的だったのは、香川先生、小林先生、栗原先生、皆さんからこんなに面白い意見が出ているのだと、いい意見だなと、「情報ハンドリングの基は人なり」という発想だなと思って、心に打たれるものがございました。

今後の審議の中でそういう点については、ここの委嘱事項の中にあるのかもしれませんが、そういう感想というか、気持ちというか、提言というのを、吉住区長にご報告するようなことも、将来的には考えられるのでしょうか。それとも、それは時間的に無理だったならやめておきましょうとなるのか。その辺は、ほかの委員の方々のご意見をいずれざっくばらんに聞かせていただければなと思っております。以上です。

【区政情報課長】ありがとうございます。今、非常に貴重なご意見というか、吉住区長にもご

報告の場みたいなところですかね。なかなか区長のご予定をとるのが少し難しいところではあるのですが、内部のほうで検討させていただき、またご報告させていただければと思います。

【伊藤委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかに何かございますでしょうか。

【坂下委員】今の伊藤さんのご意見は結構重要で、個人情報管理にしても、セキュリティの管理にしても、ガバナンスが効いているかというのが一番大事なところなのですね。自治体の首長というのは、基本的に企業の社長と同じですから、ガバナンスを効かせられるのは、やはりトップしかいないわけです。簡単でもいいから、ここで出た提言は少し報告、耳に入れておくことは大事だと思うので、ぜひよろしくお願いします。以上です。

【区政情報課長】ありがとうございます。どのような形で区長にお伝えするかということもあるのですが、そのあたり考えて、またご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【会 長】ありがとうございます。よろしいですか。

特にご意見、2件ぐらいお話しただいたのですが、ほかにないようでしたら、これで本日の審議を終わりにさせていただきたいと思います。

事務局、何か連絡事項等ございますか。

【区政情報課長】次回の審議会は、令和7年7月3日木曜日の午前10時からを予定しております。場所については、本日と同じく、本庁舎6階の第2委員会室でございます。また、第3回については1月22日、だいぶ先にはなりますが、こちらも本日と同じ会場で、午前10時からを予定しております。変更等がありましたら、また皆さんに通知をさせていただきます。よろしくお願いします。

【会 長】ありがとうございました。委員の皆様、ほかに今日のことでなくても、何かご意見いろいろお持ちであれば、ご発言いただいても結構ですが、大丈夫でしょうか。会議になって、そこで時間がとれると思いますので、今日は20分で終了します。

【区政情報課長】今日はガイダンスということで、短い時間で終了させていただきます。次回以降は、多くの案件をご説明させていただき、長時間の会議になると思いますが、ご協力、ご参加いただければと思いますので、よろしくお願いします。

【会 長】ということで、以上をもちまして、1回目の審議会を閉会にしたいと思います。ご苦労さまでした。

午前10時23分閉会